

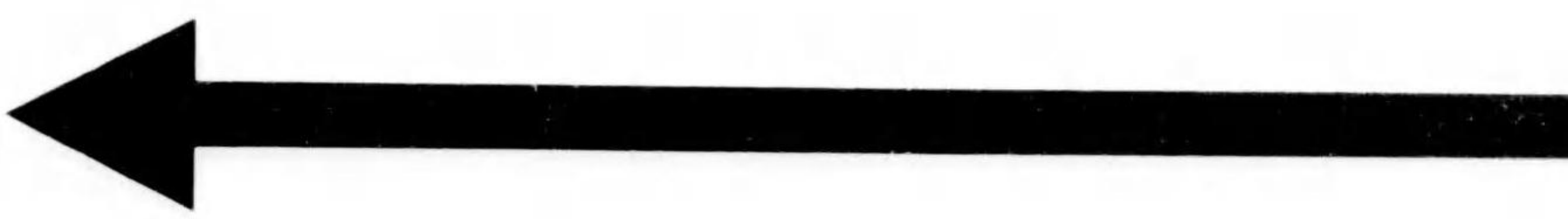
明治天皇

特
記

71
30

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



目次

明治天皇の御尊影……………
明治天皇の御逸事…………… 伯爵土方久元謹話
御高德のかすく…………… 下田歌子謹話
明治天皇御年譜……………
御 製……………
聖 德 無 量……………
御病中の事ども……………
大葬儀拜觀記……………
本書の終りに…………… 嘉悦孝子謹識



明治天皇の御逸事

前宮内大臣 伯爵 土方久元謹話

上野戦争の當時

明治元年徳川の兵が上野に立籠つて手向ひをするので、江藤と小笠原と自分と三人で協議の末、大村と大西郷とが軍事の方の責任を負つて、此に上野の幕軍を征伐することになつた。十五日の朝四時官軍は勢揃ひをして、一日の中に攻め立て、其の日の午後六時に抜いて了つた。さて上野は攻め取つたが、何分にも官軍は疲れ切つて居るし、何時形勢一變して再び敵のものになるまいものでもないからと會議の結果、此處を焼いて了つた。それから官軍の威光は大いに振つて、行政は改革される、奉行は廢せられる、朝廷の實力が段々行届いて來た。

明治天皇

九人の治輔を置かる

同じく二年に自分は玉體に咫尺することゝなつたが、其れから屢土佐にも九州にも長州の方にも内亂があつて、遂に十年の西南戦争となり、先帝は再び京都より東京へ御還幸になつた。かう國內が騒いで元より御賢明な陛下ではあるが、更に一層御聖徳を進め奉るの第一であること、治輔をお置きになり、自分共九人が治輔となつて陛下の御側に奉仕することになつた。此の九人の中今迄餘命を保つて居る者は、鍋島子と米田男と自分との三人限りとなつた。丁度陛下は御年廿六歳の頃であつて、誠に武勇に秀で給うたので、毎朝二時から御馬に召し給ふ。其頃は赤坂に在りまして御庭に廣い馬場があつた。自分も馬が好きだし、終日汗びつしよりになつて御相手をして居たが、陛下の御熱心には實に恐れ入つたもので、外の御附きのものは身體が綿のやうになり、物陰などで休息してゐると、直に御呼び出しになつて、「さあ乗らう」と仰せがある、日

持104
80

1. 2. 3.

の暮れるまで乗廻すので、御馬の方が疲れ切ると云ふ有様で、それから陛下は御行水を遊ばして御乗りになる、先帝の御勇武に渡らせられたことは、これに徴しても御察し申すことが出来る。

諤々の言議を喜び給ふ

當時は二人の侍従が宿直して居た。陛下は皇后陛下と一番のお奥に在りましたが、其の頃お側に居た子供では、今の藤波主馬頭や古廣幡等で、夜は歐米各國の事情とか古英雄の御話しとか、或ひは美術のお話しを申し上げたが、時とすると、人物論等で、陛下の思召しと吾々の考へとが、相違することがある、決して阿從するやうなことがないから、爰に大激論が起つて、陛下と吾々が實に火花を散らして論争することがある、後では内心大いに恐懼して居たが、先帝は決してこんなことから人をお厭ひ遊ばすやうなことはない、却つて強く申し上げるものを御喜びになる風があつた。歐米各國の政治の得失は好く申上げたが、現在の日本

の政治については一言半句も申上げなかつた。

東宮御教育主任を仰付かる

明治十三年になつては少しも、陛下の御一身については御諫言を申上げる必要がなくなつたので治輔を御廢しになり、十八年から十九年にかけて、自分は歐洲を一周して歸朝すると、間もなく宮中顧問官を仰付けになり、三條公が内大臣となつて其の頭となられた、今の宮中顧問官は只一の名譽職で御用もなく俸給もないが、其時のは今の樞密顧問官と同じやうなものであつた。それから今上陛下が御八歳の折自分に御教育主任の御内命があつた。

信じて疑ひ給はず

其時東宮御殿の奥には女官が奉仕して、一位局が萬事、今上陛下の事を司どり、何事でも此の方の承諾がないと行はれなかつた。自分は御内命に接して、先帝に「然らば一切萬事私に御一任なされて、如何なるも

のも助言をせぬならば、身を以て御引受け申しませう」と申上げた、陛下は其れもよろしいと仰せあるので、自分は東宮御教育主任となつた、故伊藤公が總理大臣兼内大臣だつたが、是も自分に助言はせぬ、又先帝は何事も東宮の御教育に關しては御言葉がない、是れ全く先帝が人を信じて疑はれぬ御度量の然らしむる處で又自分に取つては誠に恐れ多いことであつた。

今上の御幼年時代

東宮御所は何事につけても、一位局の御承諾が必要で、御兩親陛下との御對面も一位局の御許しがなければ出来ぬ、自分は東宮御教育主任となつて、これではいかぬ、下々の子が親に對しても、朝夕必ず兩親の御機嫌を伺ふべきである、今朝より自分が東宮の御教育を拜命した以上は、萬事一位局にも相談はせぬ、東宮殿下の御供をして御庭遊びを、御兩親陛下に御對面も遊ばさせ、又屢學校や兵營や或は築地の海軍練習所をも御覽に入れた。流石大統をお繼ぎ遊ばす方は違つ

たもので、如何な處へ御供を申しても、耻羞むどか隠すさかいふやうな御様子は少しもない。築地の海軍練習所では、勿論空砲ではあるが、盛んに大砲を發射して居る、外の御學友等の中には頗る恐れられた人もあつたが、今上陛下は少しも御氣色に御變りがなかつた。

練兵の御遊戯

又當時は皇族方も恰も御一家のやうに御親しみが深く、御同年位の御王子と好く吹上御苑とか赤坂の御庭等でお遊びになり、今上陛下親から劍を抜いて王子方を指揮なされ練兵の眞似を遊ばしたが、これには近衛の士官が御教授申上げて居た、廿年に自分は農商務大臣になつて御殿を下つたが、總理大臣が内大臣を兼務するのは宜しくない云ふので、伊藤公が總理大臣を拜命した。一時自分は樞密を兼務し毎日憲法發布の準備で開院し、皇族方も丁年以上の御方は悉く出席されて、熱心に眞面目に議論を戦はしたが、此の時位

皆が熱心に大激論をやつたことではない、自分は此時皇室典範のことで皇族方の大反対を招いた事件がある。

陛下の御明断

何分憲法御制定の大議論だから、其の猛烈さは非常なものであつた。先帝は一二週間も過ぎてから、先日の議論では何れの箇條では何某の辯説は行渡らなかつたとか、何の箇條では某の論は好く穿つてゐたとか、實に好く御記憶になつて自分に話があつた、自分は親王が陛下に下り給ふことを皇室典範に發議したけれども、皇族方の大反対を受けて多数決で負けて終つた、先帝は矢張り貴様のいふやうにせねばいかんだらうと仰せあつた。自分も必ず五十年の後は私の議論が復活するに違ひありませんと申上げた所、十年の後は案の定この事が皇室典範に定められて。

陛下の御武烈

明治廿三年の春に名古屋で一週間の大演習が行はれ

するけれども、更にお構ひがない、其れで近所に淺野家の別荘があつて、庭も廣く綺麗だから此處へお慰みにでも御出で遊ばすやうお願ひ申したが、其れも只一度しか行幸はない、只今この國家大事の折、何も心配は無用である、戰場にある兵卒を思へばこれで結構過ぎると仰せあつた。

陛下の御果斷

小松宮殿下が支那の征討總督として、近々滿洲へ御出發になるといふことになつて、自分の秘書官をしてゐた長崎省吾がお供申上げることになり、自分は其の時廣島の某商人の家を宿として、長崎の送別を催し吸物を一口吸つたところへ、馬關から電報が来て、李鴻章が馬關で狂漢のために短銃で撃たれたと云ふことだ驚いて一同別室に集まり、四十分も鳩首協議をした末、陛下に御裁断を仰ぐために、恐る／＼拜調を願ひ出でたが、陛下は從容として先の先まで御聞きになり、一時間以上も経て御裁可になつた、其の綿密な御考への

た、自分も陛下のお供を仰せつかつたが、一日朝から大變な雨が降つて、お供のものも帽子から雨が漏つて頭はびしょ濡れになり、襦袢を通して水をかけられたやうで、實に耐らない程寒かつたが、陛下は少しも御氣色が變らせられず、勇ましく御馬に召して山や野をた乗切りになるので「蹄の泥で恐れ多くも御召物は泥まみれにお成り遊ばした、更にお構ひなく、豫定通の御統監遊ばされて、行在所へ御還幸になつたが、實に其の御武勇な事は吾々一同恐懼に堪へなかつた。

將卒の苦勞を思召し給ふ

日清戦争の當時、大総を進ませられて、宮城を御發轍、途中神戸に御一泊、廣島の行在所へ御着になつた、何分此處は兵營を御座所に當てたもので、御粗末極まつたもの、御居間の廣さも漸く十疊敷ぐらゐるもので、陛下は此處に卓子を一つお置き遊ばした限りで、後政務をお執りになつた、御寢所も此の次にある矢張り此のくらの御室で、餘り恐れ多いから建増の議を奏請

結果、御決心遊ばすと、如何なることがあらうとも、断じてお動きがない方であつた。

陛下の御仁慈

茲に自分の身になつて、實に有難いことが一つある、それは愈日清の役も勝利を告げ、再び陛下は宮城に御還幸と日取まで決した、處が、自分の宿に大阪から吐きて来た料理人がゐたが、其の女房が或る夕方から吐き下しを初めて到頭入院したが、之が虎疫と分つて遂に死んで了つた、幸ひに亭主にも傳染せず自分の隨行のものも一人も感染はしなかつたのはよかつたが、當時の規則で、こんな病氣の處にゐたものは、一週間の間は御前に出ることが出来ぬ、其れが丁度陛下の御還幸になる翌日に一週間の日限が終るので、御惠み深い先帝は自分のために、御還幸は一日延ばしてやること云ふ仰せがあつた、これ實に自分が終生忘ることの出来ぬ有難いことで、今も思ひ出しては落涙を禁じ能はぬことである。

御高德のかずく

下田歌子謹話

明治五年の冬から十二年の冬に至るまで、殆ど七年といふ長い間、至尊の御邊近く仕へ奉つた私の感懐は今日の場合何と申してよいものか、言葉に絶えて唯涙にくる、ばかりであります。

陛下の御性格は畏れながら極めて御眞面目に渡らせられ、常に浮華便佞の風を忌ませたまひて、其御居常も御起床より御就寝に至るまで、終日威容端正、實に畏れ多きまで御厳格に渡らせられました。而かも、陛下はかくの如く謹厳苟くもなされざりし一面には國民を懷はせらるゝ御憐愍の御心敦く、只管聖慮を萬民の上に注がせたまひて、御身を節せられ無用の費を省かせたまうた大御心の程、誠に拜察するだに畏れ多き極みでありました。

先帝陛下の御孝心深くお在りました事は等しく天下

し遊ばす事はなかつたさうであります。

或夏の日、暑さ酷しき折の事、避暑の仰せ出でを奏請したるに、陛下は侍臣の者に向はせられ「城外の路上を見よ、車ひく老夫は如何にぞ」と宣ひて、終に御避暑の御議に及ばせられず、又早魘の折など農民の心を汲ませられ、甚く大御心を悩ませたまふなど風の日の雨の夜、大君の御慮は須臾も、下萬民の上より離れ玉はず、天災地變などありて御聞に達した時には一々巨細に状況を聞召されたといふ事です。

日清日露の兩戰役共に、陛下の御慮を悩ませられたる次第は他の見る目にも畏れ多き事であつたが、曾て岡澤侍従武官長の語に、時々刻々に到着する戦報は夜中と雖も必ず奏上せよとの御統がありましたが、けれども深更御熟眠の折柄など、御夢驚かし奉るも恐れ多しとて時に奏上を延期し、黎明に及ぶ場合などは龍顏殊に麗はしからざるやう拜察されたといふ事でありませぬ、其からといふものは殆ど時の定めどなく急ぎ御聞に達する事となりました、そうして勝利の奏聞申上ぐ

萬民の拜察し奉る處であります、英照皇太后の御在世の御御奉養に大御心を注がせたまうた畏さは、幾度か恐惶參らせし事でありました、皇太后陛下の御奉伺ある時には如何なる御差支へある時でも御練合せの上必ず御出でを御待受になつて、常に御心の數々御歡待の限を盡させられ、御氣色の殊の外麗しい事を拜察し奉つた事でありました。

陛下の御聰明なりし御事は今更申上ぐるまでもない事でありますが、特に能く諫言を御嘉納あらせられ、釋然として御咎めなかりし御襟度の程は實に恐惶に堪えませんが、嘗つて、陛下の御壯年に渡らせたまひし頃稀に酒量を御過し遊ばされたる事のありて、萬一玉體に御障りありては一大事なりと、時の宮内書記官岡子爵が面を冒して御諫め申し上げた事があります、其時山岡子爵は定めて御咎めある事とひそかに死を期して居た程でありましたが、陛下には御咎めごころか却つて長く御感激ありて「朕は忠良なる臣下に富めり」と宣はせたまひ爾後酒量を節し玉ひて、決して御過ご

る毎に、先づ將卒の死傷を質し玉ひ、死傷多しと御聞きありし時は如何にも御憂悶の情に堪せざるが如く若し之に反して將卒の死傷少き由を申上げたる時には「さうか」とさも御満足の御有様にて微笑したまひつゝ、殊の外御氣色麗しきを拜し參らせたまふ事有ります、今から二十年許り前の事、習志野に陸軍の大演習を行はせられた事がありました、陛下は親しく行幸あらせられ、東西兩軍を御統率あらせられました其時に折からの暴風雨に兩軍交戦の状は實に凄慘を極めて居りました、其中を、陛下には毅然として御野立の儘風雨の玉衣を打つに任せられたる御有様に、供奉員一同恐懼措く處を知らず早速天幕を作り參らするまで御衣替を御進め申上げると、陛下は唯一言「兵士等も着替へるや」と仰せられしのみにて終に立御の儘一步もうつし終らなかつたさうである、其後演習終りて衣を替え奉りしに御肉襦袢まで絞るばかりに濡ほひ居たと聞き及び士卒と共に苦艱を共にしたまふ畏れ多きに感泣したことでありました。

明治天皇御年譜

◎ 明治五年(壬子九月二十二日(陽曆十一月三日)未半刻御降誕) 同日二十九日祐宮と御命名 八月和蘭甲比丹米國の將に通商を請はんとするを告ぐ

◎ 同六年(御二歳) 六月米國水師提督ペリー浦賀に来る 八月品川灣に砲臺を築く 九月露國使節プーチヤチン長崎に来る 十月軍艦購求を和蘭に托す

◎ 安政元年(御三歳) 四月皇居炎上 米英露各國と和親條約を結ぶ

◎ 同二年(御四歳) 九月内裏新造成る 十月江戸大地震藤田東湖之に死す 和蘭と和親條約を結ぶ

◎ 同三年(御五歳) 正親町實徳祐宮傳を命ぜらる 八月米國領事ハリス下田に駐在す 十月二宮尊徳歿す

◎ 同四年(御六歳) 岩倉八千丸裏松良光御學友拜命

◎ 同五年(御七歳) 四月井伊直弼大老となる 七月家定薨じ家茂つぐ 米露英佛蘭と通商條約を締結す

◎ 同六年(御八歳) 五月横濱開港 十月橋本左内吉田松陰等刑死 江戸城本丸火く

◎ 萬延元年(御九歳) 七月十五日立太子 九月二十日親土宣下御名を睦仁と賜ふ 正月始めて使節を米國に遣す 三月井伊大老害に遭ふ 葡普二國と條約す

◎ 文久元年(御十歳) 二月露艦對馬に來り永住を企つ 四月浪士英人を高輪東禪寺に襲ふ

◎ 同二年(御十一歳) 二月御叔母和宮親子内親王將軍家茂に降嫁 八月薩藩士英人を生麥村に斬る

◎ 同三年(御十二歳) 七月薩藩英艦と戦ふ 八月朝廷藩の禁門守衛を停む 三條實美等長州に走る

◎ 元治元年(御十三歳) 八月英佛米蘭聯合して下關を砲撃 長州征伐の命を發す 横須賀に造船所創立

◎ 慶應元年(御十四歳) 十月皇權回復の勅あり 五月將軍家茂上洛

◎ 同二年(御十五歳) 十二月父帝崩御寶算三十六 八月家茂薨じ慶喜つぐ

◎ 同三年(御十六歳) 正月九日踐祚 十月將軍慶喜

政權を返上す 十二月王政復古の令下る

◎ 明治元年(御十七歳) 正月十五日聖上御元服 三月十四日紫宸殿に御し五條の誓文を宣し給ふ 八月二十七日即位の大禮を紫宸殿に擧げ給ふ 九月二十日車駕京都を發し十月十三日東京着御 十二月八日東京御發轅京都に還幸 十二月二十八日皇后册立 正月伏見烏羽の戦 四月江戸開城 七月詔して江戸を東京と改む 九月九日明治と改元 一世一元の制を定め給ふ

◎ 同二年(御十八歳) 二月七日京都御發轅二十八日東京着御爾後東京を帝都と奠め給ふ 十月皇后宮東京遷御 六月天皇神祇官に幸し國是一定を奉告し給ふ 華族の制を定む 列藩々籍を奉還す 復古の功を賞し給ふ 十二月東京横濱間に電信開通す

◎ 同三年(御十九歳) 正月徳川慶喜の罪を宥す 二月郵便開始 閏十月徴兵令新律綱領頒布

◎ 同四年(御二十歳) 十一月大嘗會 七月廢藩置縣 十月岩倉具視を歐米に遣す 散髮廢刀令出づ

◎ 同五年(御二十一歳) 五月車駕西巡七月還幸 八

月學制頒布 九月京濱鐵道成る 九月琉球王を華族とし藩王とす 十一月大陽曆を行ふ 神武天皇即位の年を紀元とす 十二月徴兵令を定む

◎ 同六年(御二十二歳) 三月聖上御斷髮 正月五節句を廢し三大節を祝日と定む 五月皇城炎上赤坂離宮を假皇居と定む 九月岩倉倉大使歸朝 十月征韓論破裂

◎ 同七年(御二十三歳) 二月青山御所御造營 江藤新平亂を起す 四月臺灣を征す 十月清國と和議成る

◎ 同八年(御二十四歳) 四月元老院大審院設置 六月始めて地方官會議を開き申駕親臨 九月朝鮮人江華島に我軍艦を砲撃す 十一月露國と千島樺太を交換す

◎ 同九年(御二十五歳) 六月車駕東北巡幸七月還御 二月日韓修文條約締結 十月熊本秋月山口に亂起る

◎ 同十年(御二十六歳) 正月減租の詔下る 京都へ行幸七月還御 二月鹿兒島に亂起る 五月木戸孝允薨す 九月西郷隆盛等敗死 東京上野に内國勸業博覽會

◎ 同十一年(御二十七歳) 八月東山北陸へ行幸十一月還幸 五月大久保利通刺さる 始めて府縣會を開く

○同十二年(御二十八歲) 八月三十一日皇子明宮嘉仁親王御生誕▲七月米國前大統領グラント來朝▲九月教育令を布告す

○同十三年(御二十九歲) 六月山梨三重京都へ行幸▲七月刑法治罪法發布

○同十四年(御三十歲) 七月東北北海道へ巡幸十月還御▲二月第二回内閣勸業博覽會開設▲十月詔して明治二十三年を期し國會開設を諭し給ふ

○同十五年(御三十一歲) 一月陸海軍人に勅諭五條を下し給ふ▲六月日本銀行創立▲七月朝鮮暴動起り我公使館を襲ふ▲上野博物館成る

○同十六年(御三十二歲) 七月官報發行
○同十七年(御三十三歲) 三月宮中に制度取調局を置き憲法取調を爲す▲七月華族令を定め五爵を設く▲十二月朝鮮王宮に變あり日清兵衝突▲前年岩倉具視薨

○同十八年(御三十四歲) 七月山陽道巡幸▲二月清國と天津條約を締結す▲十二月大政官を廢し内閣を置き伊藤博文總理大臣となる

○同十九年(御三十五歲) 三月帝國大學令諸學校令發布▲五月條約改正會議開會

○同二十年(御三十六歲) 一月天皇皇后京都行幸二月還幸▲八月嘉仁親王へ東宮宣下▲五月日本赤十字社創立▲十二月島津久光薨去▲保安條例發布

○同二十一年(御三十七歲) 九月二十日皇女昌子内親王御生誕▲四月市町村制を定む▲樞密院を置く▲五月博士號制定▲七月磐梯山噴火

○同二十二年(御三十八歲) 一月東京宮城竣成遷御▲十一月三日嘉仁親王立太子▲二月十一日帝國憲法皇室典範發布▲文部大臣森有禮害死▲七月東海道鐵道全通▲十月外務大臣大隈重信爆彈を投せらる

○同二十三年(御三十九歲) 一月二十八日皇女房子内親王御生誕▲新島讓歿す▲二月金鵒勳章制定▲三月第三回内閣勸業博覽會開設▲六月松平慶永薨去▲七月全國衆議員院選舉施行▲十月教育勅語下る▲十一月帝國議會開會車駕親臨開院式を行ふ

○同二十四年(御四十歲) 五月京都行幸▲八月七日

允子内親王御生誕▲一月帝國議事堂火く▲二月三條實美薨去▲五月露國皇太子ニコラス來朝▲湖南事變▲六月中村敬字歿す▲十月濃美地方大地震

○同二十五年(御四十一歲) 五月臨時議會召集
○同二十六年(御四十二歲) 五月吾妻山噴火▲十二月官紀振肅の詔下る

○同二十七年(御四十三歲) 三月九日大婚二十五年祝典御舉行▲九月十三日東京御發遣廣島大本營へ臨幸

▲五月朝鮮に東學黨起る▲七月豊島沖の海戦▲成歡牙山を抜く▲八月清國に對し宣戰の詔勅を發す▲九月黄海の戦▲十月臨時議會を廣島に召集▲十一月旅順口占領▲十二月蓋平占領

○同二十八年(御四十四歲) 四月京都へ行幸▲五月東京還幸▲一月熾仁親王薨▲十一月能久親王薨▲二月威海衛占領▲清國北洋水師提督丁汝昌降を乞ひ自殺す

▲三月第四回内閣勸業博覽會を京都に開く▲四月日清媾和馬關條約成る▲五月遼東還附の詔勅を發す▲六月臺灣總督府開廳

○同二十九年(御四十五歲) 五月聰子内親王御生誕▲七月三陸大津波▲全國に十三個師團を置く

○同三十年(御四十六歲) 一月十一日英照皇太后崩御▲四月天皇皇后京都行幸▲八月還幸▲三月足尾銅山鑛毒事件起る▲日本郵船會社歐洲航路を開く▲金貨本位制度實施

○同三十一年(御四十七歲) 一月元帥府設置▲四月東京市奠都三十年祭聖上上野に行幸▲五月日露新協約發表▲伊勢神宮炎上▲六月新民法實施▲十一月攝河泉特別演習行幸▲獨國膠州灣を露國大連旅順を英國威海衛を租借す

○同三十二年(御四十八歲) 一月勝安房薨▲六月條約改正了結新條約發表▲七月外人内地雜居實施▲八月帝室制度調査局設置

○同三十三年(御四十九歲) 四月和歌浦行幸海軍大演習天覽五月還幸▲五月十日皇太子殿下九條節子姫と御成婚▲正月淺間山鳴動▲二月稅所敦子歿す▲三月未成年者禁喫烟法實施▲四月皇室婚嫁令發布▲五月清國

義和團暴動北清事件起る ▲八月聯合軍北京を陥る ▲九月立憲政友會組織成る

◎同三十四年(御五十歲) 四月第一皇孫迪宮殿下御誕生 ▲六月星亨刺さる ▲十一月東北大演習幸

◎同三十五年(御五十一歲) 六月第二皇孫淳宮御誕生 ▲二月日英同盟成る ▲四月英皇戴冠式に付小松宮彰仁親王御渡英 ▲十月九州大演習幸

◎同三十六年(御五十二歲) 二月彰仁親王薨 ▲三月學制改革 ▲四月大阪に第五回内國勸業博覽會開設 ▲六月露國陸軍大臣クロバトキン來朝

◎同三十七年(御五十三歲) 一月近衛篤磨薨 ▲二月露國に對し宣戰 ▲十一月旅順二百三高地占領

◎同三十八年(御五十四歲) 十一月聖上伊勢神宮御參拜 ▲一月第三皇孫光宮御誕生 ▲一月旅順開城 ▲五月日本海大海戰 ▲七月樺太占領 ▲九月ポーツマス媾和條約成る ▲十月東京灣に大觀艦式舉行

◎同三十九年(御五十五歲) 二月韓國統監府開廳 ▲四月青山に凱旋大觀兵式を行ふ

◎同四十年(御五十六歲) 五月樺太廳を開く ▲十月中山從一位局薨去 ▲十二月韓國皇太子來朝

◎同四十一年(御五十七歲) 四月昌子内親王竹田宮恒久王に御成婚 ▲十月戊申詔書煥發 ▲十一月車駕奈良特別大演習に臨み次で神戸觀艦式に臨御

◎同四十二年(御五十八歲) 四月房子内親王白川宮成久王に御成婚 ▲九月東宮北陸行啓 ▲十一月栃木縣大演習へ臨幸 ▲十月伊藤博文哈爾濱に於て害に遭ふ

◎同四十三年(御五十九歲) 三月伏見宮貞愛親王御渡英 ▲允子内親王朝香宮と御成婚 ▲八月韓國併合

◎同四十四年(御六十歲) 二月施藥救療の詔下り金百五十萬圓下賜 ▲四月英皇戴冠式 ▲東伏見宮依仁親王御差遣乃木東郷兩大將隨行 ▲七月日英同盟改約成る ▲十月清國武昌に革命亂起る

◎同四十五年(御六十一歲) 七月十日聖上帝國大學行幸 ▲十四日御不豫 ▲二十五日大漸 ▲三十日午前零時四十三分崩御 ▲皇太子嘉仁親王即日踐祚 ▲大正と改元

▲九月十三日十四日十五日御大葬伏見桃山御陵に奉葬

御製

社頭祈世

常しへに民やすかれといのるなる我かよを守れ伊勢のおほ神

夏山水

としくにおもひやれとも山水をくみて遊はむ夏なかりけり

夏述懐

政事いて、きく間はかくはかり暑き日なりと思はさりしを

親

むらきもの心つくして報ひなむおふし立てたる親のめくみに

子

思ふ事つくらふ事もまたしらぬ幼ころのうつくしきかな

友

過をいさめ交して親しむかまことの友のころなるらむ

人

人はたゞまことの道を守らなむ高き賤しきしなはありとも
教育

正しくも生ひ茂らせよ教へくさをとこをみなの道をわかちて
同

進みたる世にうまれたるうなるにもむかしの事をまづ教へなむ
學校

今はとて學びの道におこたるなゆるしの文を得たる童はべ
植物苑

我國にしけり合ひけりとづくにの草木の苗もおふしたつれば
述懐

曉のねさめ静におもふかなわか政事いかゝあらむと
折にふれたる

神つよの御代のおきてを違へしと思ふそおのか願なりける

時計

時はかる器は前にありなからたゆみ勝なり人のこゝろは
峰

大空にそひわて見ゆる高嶺にものはれは登る道はありけり
天

浅みとりすみ渡りたる大そらのひろきをおのか心ともかな
薬

こゝろある人のいさめの言の葉は病なき身の薬なりけり
述懐

國を思ふ道にふたつはなかりけり戦のにはに立つも立たぬも
親

國のためたふれし人を惜むにもおもふはおやの心なりけり
深夜述懐

軍ひといかなる野邊にあかすらむ蚊の聲しけくなれる此夜を

田家翁

子らは皆いくさの庭に出て果て、翁やひとり山田もるらん

四海兄弟
四邊の海皆はらからと思ふ世になど浪風の立ちさわくらむ

述懐
照るにつけ曇るにつけて思ふかな我が民草の上はいかにと

樂
千よろつの民と共に樂しむにます樂みはあらしとぞ思ふ

行
世の中の人のつかさとなる人のその行ひよたゝしからなむ

賤家
賤かすむわらやの様を見てぞ思ふ雨かせあらし時はいかにと

武
弓矢もて神の治めしくに人はことなき世にも心ゆるふな

聖徳無量

先帝陛下の御平生

先帝陛下には御平素極めて御規則正しくおはし、
 毎朝五時を以て御起床と御定め遊ばされ御台替の上御
 洗面遊はされ、六時賢所の御拜、七時御朝餐を召上ら
 せられ暫時御休息の上、侍醫の拜診を受けさせられて
 後、當番の女官を御召しになり、黒の肋骨付の大元帥
 の御制服を召させられ、大勳位菊花章の副章、勳八等
 白色桐葉章同じく瑞寶章憲法發布記念章等を御佩用
 御劍を帯はせられ、午前十時に表御座所たる御學問所
 へ出御、百般の御政務を御親裁遊はされます
 正午には一旦入御ありて、御晝餐を召させられ、午
 後一時再び出御、三時頃迄御政務を繕はせられるのを
 常と遊ばされましたが時としては、五時六時を過ぐる
 までも御學問所に在します事もたび／＼なるのみなら
 ず、常の御座所へ入御の後も、尙更闌くるまで御政務

を御裁斷遊ばせられたと承はるだに畏き次第でござり
 ます。
 平素は午後五時にお湯を召させられ、御夕餉は午後
 六時皇后陛下と共に召させられ、御大奥に入らせられ
 て、くさ／＼の御物語又は数々の御製御書見等を遊ば
 され、九時十時頃に侍醫局鍼醫の按摩を取らせられ、
 十時半或は十一時に至りて、さて御寢殿に入御あらせ
 られたと洩れ承はりました。
 御衣は御平素は黒のフロックコートを用ひさせられ
 其の地質は、近年は全く内地製の羅紗にて、千住製絨
 所の謹製品を御用ひ遊ばされました、一月一日の四方
 拜の御時には、御束帯にて出御遊ばさるゝも、その他
 の公式の御時には、肋骨付御軍服を召させられます、
 これは二十七八年戦役御進發以來の御記念としての御
 思召に依ること、承ります、さて又御肌着は夏は白の
 麻又は絹のメリヤス、冬は白の毛メリヤス、同じ御靴
 下、夜の御衣は白羽二重のものを召させられます、是
 等は元來一日限りの御用でありましたが、近年御儉素

の大御心より洗濯したるものをも再び御召し遊ばされ
たご承ります、誠に畏れ多い次第でございます。
供御の御献立は、大抵和風御食事にて調理法は總て
上方風と承ります、朝と晝とは二汁三菜御夕餉は二
汁五菜の御定めにて、尚御三食の間に、牛乳鶏肉ス
プ等を召させられ、御嗜好としては、魚類にては鮎、
鯉、果物にては、水蜜桃バナナ等を好ませられ、御酒
は近年太く御節し遊ばされ少量の白葡萄酒を取らせ
れ、御煙草は專賣局謹製の九州國分及び水戸産のもの
を召されました

◎先帝陛下の御幼時

先帝陛下御降誕の御後、故大納言中山忠能卿及び故
從一位中山慶子の局に御養育係を命ぜられ、中山邸に
於て御養育申上げられました、安政三年御年五歳の時
仙洞御所の隣なる親王御殿に御還り遊ばされ、正親町
實徳卿とて父帝孝明天皇の御叔父君に當らせられ、當
時博學の聞え高き方を以て更めて傳とせられ、御教導

の末で尊王佐幕の論置びすして物議騷然たる折柄、御
父帝には、諸兵訓練の状を變はさんとして、禁裏日の御
門の前なる廣場に觀兵式を行はせられました、陛下に
も御父陛下に從はせられて行幸あり、名藩の將卒今日
を晴れて馬物具、鮮に身を固め、旗指物を閃かして、
御門の東西に立て分れ、やがて一發の號砲を合圖に縦
横馳突する状を御覽になりましたが、折柄一天俄に搔
きくもり大雷烈しく襲ひ來り凄まじき光景となりまし
た、しかし陛下には物どもし給はず、赤地の御振袖に
菊綴の御袴を召し給ひしまし、從容として勇ましき練兵
の状を御覽になりましたので、當日の總指揮官たる蜂
須賀阿波守はじめ陪侍の百官將卒に至るまでみな陛下
の雄々しき御性質に感佩し奉りました、陛下の御勇
武は既に御幼時に於てあらはれので御座います。

◎御製九萬餘首に及ぶ

歌人として名高き藤原家隆は一生涯に詠み出でし和
歌の數三萬首に及べりて、古來歌數の多きを以て有

申上ぐる事となり、翌年岩倉八千丸(後に公爵具定卿)
裏松良光(後に子爵)等を御學友に召され、別に紅梅の
典侍高松内侍等赤心を籠めて侍つきまゐらせてより、
諸學問の御成績最優れ遊ばされ、人々その御穎才に
感じ奉らざるはなかつたと申します。
諸學問の中にも和歌は御五歳の頃より御稽古遊ば
され、御手習は有栖川宮殿下(今の宮殿下の御祖父君
殿下)御手本を差上るまゐらせ、大抵一枚の紙に二三度
づつ御習ひ遊ばされました、御清書は有栖川宮殿下拜
見の上御父帝の御覽に入れ奉るのでありました、或
時のこと御父帝には、其の御筆蹟の優れて美事なるを
御覽じ「これは新在所(御牛母)が手を取つたのであら
う」と仰せられ、御側に侍べる女官等も「左様に候は
ん」と申上げました、然るにその後この女官等は丁度
御清書の最中に伺候し始めて先帝御自身の御手蹟
なることを拜し、いたく驚きて、其の趣を奏上に及
ばれました。
安政六年陛下未だ八歳の御幼少の頃、世は徳川幕府

名であります、之に比べ奉るも畏き極みなから先
帝陛下には、歌人におはさずして、實に九萬五百餘首
の御製を遊ばされました、それも繁き御政務の御
はらに遊ばされ、殊に先年前の御歌所長高崎正風男よ
り奏上せし旨のありてよりは、晝間は御感詠なく夕暮
か夜分に限りて詠じ給ひしと承はるにも、御努力の
なみならずならぬに驚嘆し奉るの外はありませぬ、而
も一首だにかりそめの御詠とてはなく、悉く國を思
ひ民を愛でさせ給ふ大御心を莊重限りなき御格調を以
て詠じさせ給ひしもの、みであるご高崎男が生前某博
士に語りしといふ承はるも畏き極みであります。
先帝の御製の世に公にせられたるものは、上として
實踐道徳に關するものでありまして、世道人心に裨益
する所の多いことは皆人の承り及ぶ所でありまして
就中「四邊の海みなはらからと思ふ世になご浪風の立
ちさわぐらむ」の御製は前米國大統領ローレルズベルト
の深く感激するところとなり、折柄の日露仲裁談判に
尠からぬ効果を生じたと申すことで御座います

◎孝明天皇御遺愛の御幅

ある年のこと、先帝陛下には、孝明天皇御遺愛の御物を整理せさせ給ひ折に、いさゝか表装の損じたる應擧の雙幅を御見出しになり、美しく改装せよと侍從某に御仰せがありました、某は書畫の道に暗からず鑑識にも長けたりと自ら許すものでありましたが、仰せ承はりて、御詮には候へどもは眞の圓山應擧が筆には候はず改装いたすにも及ぶまじくと申上げました陛下には御氣色おごそかに應擧なる否と朕が論せんとするところにあらず畏くもは先帝御遺愛の御幅なればこそ汝に改装を命じたるなれと宣はせ給ひました、彼の侍從は深くも愧ぢ入りて、かゝる尊き大御心は吾等賤しき臣民の心にては推し量り及ばしと後に人に語つたことと御座います。誠に畏くもまた尊きことと御座います。

◎先帝陛下の御武徳

先帝が天位を承けさせ給ひましたのは御齡わづかに

十六歳の御時でおはしましたなれど、ただ人におはさざりし先帝は、はやく既に文武の兩徳を兼ね備へさせ給ひました、軍事の御修養の深くおはしましたことは驚き奉るばかりで御座いました、明治七八年の頃は時々禁衛の兵を御召しになりました、親しく練兵の御稽古を遊ばされました、その御指揮號令の御嚴明なことは三軍を叱咤して恰も手足の如く、自由に之を進退せしめ給ふ御技倆のほどは、多年の修練を積んだ將校にも優らせ給ふばかりで、そのるに御驚嘆申上くる外はなかつたと申します

◎御儉素の御性質

先帝陛下は平素何事も御儉素を旨とし給ひしことは折々洩れ承はりて國民の治く知るところであります、陛下には臣下より種々の御事を御勸め申上げて、今は國費多端の際なれば先つ見合すべしと仰せられ、容易に御許しになりませんでした、陛下みづからの御發案に成りましたのは、振天府懷遠府建安府のみでお

はしますと承ります、この振天府と申しますのは日清戦役の戦利品を陳列せられたるもので、懷遠府は北清事變の戦利品を陳列し、建安府は日露戦役の戦利品を陳列せられたるものであります

◎先帝陛下の御勵精

陛下には嚴寒酷暑の日にも御厭ひなく必ず御制服を召させられ、一定の時刻に二十疊足らすの御學問所に御遊ばされ、政務を御み給ふ御有様は寒さも暑さも全く忘れさせ給ひしが如く近侍の人々にさへ、暑しなご仰せられたることは嘗てなかつたと承りました、吾等臣民は自ら願ひて恥ざる者が幾人ありませうか。

◎先帝陛下の御堅忍

陛下は堅忍剛毅の御性格に在まし、何事にも安りに御心を動し給ふことなく、去七月十日東京帝國大學へ行幸し給ひし時、校内の階段を御昇降遊ばさるゝに頗る御難儀の態に拜せられた如き又同月十五日の樞密院

會議に出御まし、た際常には御威儀正しく御微動さへも遊ばされないので、此日ばかりは、玉體の何とな御不安氣に拜せられたと申すが如き、既に此の時玉體には幾分の御異状があらせられたのを努めて事に當らせ給ふた御事ならむと拜察し奉るに恐懼の至りで御座います、殊に此度の御大患その御苦惱のいかばかりでましたし、たかは拜察し奉るに餘りあることと御座います、別して食鹽注射の如きは、激しい疼痛を感じ如何なる重患の者と雖も苦痛を訴へないものはなご申すこととありますが、陛下には御發病以來一度も御苦み又は御痛みを御口外遊ばされたことはないこと承りました、堅忍剛毅の御性格にあらざれば能はぬ事と御座います、この事を承はり及べる人々は陛下は神なり人間にあらずと御尊さ申上たと承りました

◎御生母への御孝道

去る明治四十年の秋先帝陛下の御生母なる故中山一位局の重き病の床に就かれた時、陛下には太く宸襟を

橋まし給うて、屢々御使者を以て御見舞を賜はり又絶えず容態をば尋ねさせられ、終には皇后陛下を御名代として親しく局の邸に病を訪はさせられました、局危篤に陥りしと聞召すや、其の夜は御寝に就かせられず御衣をも解かせられず二時三時と過ぎて、曉近き四時三十分遂に悲しき知らせを聞召されました、陛下には長くも御涙を流させ給ひ暫時がほごは御言葉もなく、翌朝は供御をさへも召せられなかつたと承はりました

○奢侈を戒め給ふ

日清日露の二大戦役に前古未嘗有の大勝利を占めた結果として、知らず識らず心驕りて奢侈に流れ、只管虚榮に憧るゝやうになりましたのは誠に恐るべく又嘆すべき事で御座います、これにつけても記し奉るに恐れ多いのは、日清戦争以後の先帝陛下の御日常の御有様で御座います、陛下には世の人とは反對に戦後は凡ての御慰み事を弗と廢めさせられ、従前は天長紀元の二大節には表立ちたる御祝宴の外夜に入りて、宮

中の御内宴を開かせられるのでありましたが、それを廢めさせ給ひしのみならず、毎週木土の兩曜日には洋風の御陪食を女官一同にまで下されるの例をも亦廢させ給ひて、只管窮民の救済を心掛けさせられ、時々御内帑をさかせ給ひて之に充て給ひ殊に昨年の如きは、百五十萬圓を下し賜ひて救病施薬の資とせされ給ひ、遂に濟世會の創始を見るに至りたるが如き誰か陛下の赤子を憐み給ふ大御心の深きに感泣せぬ者が有ませう

○實業を奨励し給ふ

先帝陛下には政事教育軍事等一として深く御軫念遊ばされざるはなく、夙夜其の改良進歩を計らせられた事は世人の齊しく承り及ぶ所でありすが、陛下には又深く實業の振興を思召し給ひ、御奨励の結果として遂に今日の發達を見るに至りました、實業と申せば從來の習慣で明治維新の後までも他の事實に比べては一般世人に輕蔑せられ、殊に商人は町人と呼ばれて四民の最下級に數へられ、非常に賤められました、先

帝陛下には明治二十年の頃から實業の發展につきて、大御心を傾けさせ給ひ外に日露戦争後は一人御奨励の御事に御力を用ひさせ給ひました。大演習等にて地方へ行幸の度毎に必ず供奉の侍従を遣はし給ひて、其の地方の産業の状況を視察せしめられ、又其の地の土産の品々等献納を願ひ出づるものあれば、御嘉納あらせられ御奨励の御誼さへも下し賜ひました。

○先帝陛下の御嗜好

先帝陛下には御歌を遊ばさるゝの外書畫刀劍をも御好み遊ばされ又御乗馬をも御好み遊ばされましたけれども、決して一方に僻したり又は一事に耽溺遊ばさるゝやうの事は御座いませんでした

○教育勅語

明治二十三年十月十日給ひました教育勅語は吾國教育の大方針を御確立あらせられ、其の進むべき道を指示され給ひましたもので、三尺の幼童も常に拜誦し

○病者を慰ませ給ふ

まゐらせて大御心を帶し奉る次第で御座います、此の御心勅語を下し給ひました際のこと承はります陛下には親しく其の條々を奉侍する博士たちに御口授あらせられました、今様の文體に綴るべきことを御命じになりました、博士たちは恐れ畏みて筆を執りまゐらせて草稿を御前に奉りましたのに、陛下には御意の徹底せざるどころもやあると、幾度か御閱覽遊ばして訂正せしめ給ひ其の上にて御裁可あらせられたとの御事で御座います、陛下が國民教育のために深くも軫念し給ひました大御心は感佩の外はありませぬ。

明治十一年北陸道御巡幸の時でありました鳳輦が越後の國を過り給ふた際、行幸を拜せんとて四方より集つて參つた老若男女が夥しくありましたが、其の中に眼病に罹つて居るものが甚だ多いのを何時のほどにか御覽遊ばしたと見え、其の日行在所へ御着輦になりました後侍醫の伊東方成を御召しになりました、彼

等の眼病の原因をよく調査して、治痛の途を講じやるべしとの有り難い御諒が御座りました上、御手許より金一千圓を縣民に下し賜はりました、之を承つた縣民は齊しく天恩の忝ないのに感泣いたしました。

○癩兵を慰ませ給ふ

先帝には深く癩兵の身の上を思召されまして、東京癩病院に對つて屢々金品等を御下賜になりました、或時の如きは特に某侍従武官に仰せて在院癩兵の模様を詳しく視察せしめられました上、癩兵たちには夫々御菓子料として金若干つを御下賜はりました、川崎癩院長に傳達せしめられましたので、院長は申すに及ばず癩兵一同何れも此の不時の恩賜の忝ないのに感泣して泣かぬものはありませんでした。

○某侍従の恐懼

先年伊太利皇帝陛下より、美事なる古代玻璃の器を

御贈進あらせられたことがあります。先帝陛下には其の中に金魚を御養遊ばして、御學問所へ御置きになり、日々御愛玩遊ばされました、然るに或時侍従某其の玻璃器を片寄せんとして、過りて取り落しこなくに打ち砕きました、侍従の驚愕は如何ばかりでありましたらう、忽ち顔色上の如くなり、周章しく平伏して罪を御前に謝し奉りました、陛下には之を御覽遊ばされて御氣色さへ平素とつゆ變らせ給ふことなく「過失は今更いふも詮なし其方に怪我はなきか」と仰せられました、某は今にはじめ陛下の御仁慈深い此の御諒を承りました、あまりの有難さに恐懼して少時は御禮を申上ける術も知らなんだと申します。

○寒夜に警手を憐ませ給ふ

ある年の冬の夜雪さへ降り出で、いと寒く静に更け渡る折しも御寢殿の外、近くに人の足音のするを聞召され「あの物音は何ぞ」と侍従に御尋ね遊ばされましたので「あれは皇宮警手が夜を警しめて廻るのでござ

ります」と御答へ申上げました。すると翌朝侍従長を召させられて「嚴寒の夜の警衛をいたすものには平素の千當の五倍を取らせよ」と有難い御諒を下し給うたごのことで御座います。

○老者をいたはり給ふ

先帝陛下の御製拜寫の御用をつとむるため屢々御前に伺候いたしましたのに、或時、婆は年寄りなれば杖を持て「どの御諒を下し賜はり、御座所より杖を御許に下りました。其の他命婦などの年老いたるものが御廊下にて御用を承はる毎に「婆は年寄りなれば此方へ入れ」と仰せられたと申します。

○臣下を思はせ給ふ

宮中に仕へまつる女官等は齡六十にて退隱を許さるゝ定め由で御座います、願ひ出るものがあれば「長く仕へしものゝ去るのには名残り惜しきもの故、進退は

心に任すべし、病にかゝることも宮中にて治療するがよい」と仰せられ、若し足腰立たぬ病ともなりて、已むなく御暇を賜はる者のある時には日々の御心にかけて給ひて折々御下賜品の事などありし由に承りました。

○御愛乗の馬

先帝陛下は御幼少の御時より、御乗馬を好ませ給ひました、故御馬術は殊の外御堪能に在りました、軍事上より馬匹の改良發達を御奨勵になりましたが、夫だ、度も外國産の馬に乗御せられた事はなく、曾て「日本の皇帝が日本國産の馬に乗るのは至當の事ならずや」と仰せられたと承りました、彼の御愛馬の聞き高き金華山といひ友鶴といひ、又初來といひ、いづれも仙臺又は三春産でありました、金華山の栗色であつた外、他は總て黒色であります。西洋下は黒色は不祥の毛色だと申して、用ひぬ國もあるこの事、御座います、先帝陛下には、左様な迷信の類は一切御用ひなく御愛乗あらせられたと承りました。

御病中の事ども

○先帝陛下の御不豫

明治天皇陛下には去る七月十四日以来御微恙に罹せられ侍醫岡玄卿以下御侍醫の拜診を御受け遊ばされましたところ十九日に至り非常に御發熱遊ばされたので皇太后陛下の御患召にて特に東京帝國大學教授青山三浦兩博士を召させられ拜診仰せ付けられ尿毒症と決定せられました、二十日に至り宮内省より始めて御病状を發表せられましたので始めて夫と承つた我が國民は一方ならず驚愕し奉り官民齊しく御平癒の一日も早かれかしと祈り奉りました、二十日二十一日は依然御不良に入らせられましたが二十二日に至り御熱の薄らきて御良好の御容態とならせられ二十三日には益々御よろしき旨承り國民皆愁眉を開きました、十四日再び御不良とならせられ二十八日御急變遊ばされ廿九日曉よりは御昏睡の御状態に陥らせられ夜に

入りてより御病状愈々御増進御脈次第に微弱とならせられ今上天皇陛下を始め奉り皇后陛下皇太后陛下其の他内親王殿下各宮殿下御有護も御甲斐なく六千方赤子の熱い御祈禱遂に及ばず、三十日午前零時四十三分と申すに崩御遊ばされました洵に恐懼の至りに堪へない次第で御座います

○今上天皇陛下の御孝徳

今上天皇陛下には去る六月より御水痘に罹らせられ青山御所に御引籠中御父君陛下御大患の趣御召されましたのが傳染性の御病質として親しく御見舞も叶はせられず七月二十三日漸く御床拂ひ遊ばされたので翌二十四日早朝御入浴水痘痕を御消毒の上一刻も早くの御患召より御豫定の午前十時に先づ二十分に御出門遊ばされ御城に御着あらせられ皇太后陛下の御案内にて御父帝陛下の御病床に成らせられ親しく御對顔遊ばされた後皇太后陛下と御共に人形の間に入らせられ御發病以來の御經過日々の御模様など聞召され鳳凰の間の次の御間に岡侍醫頭青山三浦兩博士に拜謁

を賜はり御病状を委しく御聴取り遊ばされました、爾來日毎に御見舞遊ばされ御護遊ばされし趣に承はりました、

○皇太后陛下の御介抱

先帝陛下御大患の趣侍醫頭の奏上により皇太后陛下の御心痛は一方でなく直に柳原典侍園姉小路兩權典侍等を思召し遊ばされて親しく常の御座所の御病室へ入御遊ばされ御纖弱き御體質なるにも拘らせられ御多の女官達を御指揮遊ばされて連日連夜御一睡も遊ばされることなく御手づから氷嚢等を御取り遊ばされて御介抱申しに御座りました、殊には御褥を御召し遊ばされす疊の上に御座り遊ばされたるまゝなるを拜し奉りて侍ふ人々はみな恐懼に堪へず少時の御休息と御褥をを進めまゐらせましたけれども、御用ひなく其のまゝにゐらせられたとの御事に御座います、これを承るもの誰か御坤徳の辱なきに感泣せぬものがありませう、誠に畏き次第で御座います。

○三皇子殿下の御心痛

御祖父様の御容態は如何に入らせらるゝぞと御自身御尋ね遊ばされ給ふ御有様は見奉るさへ御痛はしく殊に二十九日夜十時過ぎ三皇上殿下御揃ひにて馬車の足掻きも御もごかしげに御身體を前に屈めて心急ぎ給ひつゝ御愛はしげに御參内遊ばされる御有様を大内山の邊近く堵をなして、御牛癒を祈りまつる群集の拜し奉りて云ひ合はさねごみな 齊に心を下げて心から御見舞を申上げましたがつゞいて各宮殿下高官方の倉皇として參内せらるゝ形勢のたゞならぬに、群集は不安の思ひに夏の夜は更けて十二時となり一時となるも退散せんともしませんでした。嗚呼。

大喪儀拜觀記

大正元年九月十三日！嗚呼是れ我等がいつくまで
も忘れがたき哀愁の紀念日である、たとひ御いたつき
の御回復あらせられざりしにせよ御尊体は猶大内山の
雲深うお在しませらるるものを、けふは愈々永遠に歸ら
せたまはぬ御行幸に出で立たせたまふのである、奉送
の爲めに朝暗い中から御道筋を目指して出掛けた人々
は雪崩のやう、御道筋に立て列ねられた黄幡白幡の秋
風こそよぐのが先づ目の前にちらつく。
潮の如く御道筋に入込んだ人は奉送の足を留めるべき
立錐の地をも見出し得ないほごに混みあつて居た、其
れは七重八重の人垣を脊後にし、何處までも續いてゐ
る、淨砂を前にして堵列兵がカーキ色の塀を作つた
のは豊川稻荷の樹上に黄昏前の橙黄色が仰がれる頃
であつた、御道筋はもう通行止となつて居た、懸て立
ち並ぶ奉送の白張提灯に一つ一つ灯が點いた、警戒の
巡査の提灯もいつか紅い球になつてゆるぎ出した、嚴

そかなる禮装の人を乗せた人力車が又しても葬場殿の
方へ走せて行く、いよ／＼暮れ切つて天が眞黒になる
と、孤燈の紫を帯びた強い光が取り分けて目立つて見
える、其れが輦道を思ふまゝに明るくする、身に沁み
るやうな初秋の風がすうすう吹く、崇巖の氣と哀愁の
情とをそゝる風！

七時が過ぎ七時半になり八時が来た、沿道數十萬の拜
觀人は御輦車御發引の號砲に耳を聳てゐる。
御葬列はもう半ば繰り出してゐた、宮城の大廣前から
馬場先門までの凱旋遺路の兩側には立ち續く四十基の
大篝火が輝いて居る、先驅が見える、警視總監の盛装の
胸に金光が輝く、其の謹みある足取りを見たばかりで
いひ知らぬ悲哀が咽喉元にこみ上げて来る、軍樂隊の
後に續いた儀仗隊の長き事流れてやまぬ河のやう、と
見ると松明が来た、其れを歸す仕人は鈍色雑色に風折
烏帽子、藁靴の足を運ぶ後から来るのも来るのも古風
な扮装、時代ががらりと變つたやう、其の中には衣冠
單に帶劍の大喪使の官人もゐた。鼓、鉦、施、胡篳、

弓、楯、鉦などを昇き或は捧ぐる列もゐた。金色の日
輪、白銀の月輪は取り分けて目に立つ白地錦の御旗一
對、きりり／＼と灯に輝く、白妙の布瀧の懸つた眞神
も行く、衣冠單、布衣も續々と行く、其の一番終ひが
宮城の大前を離れやうとした時に拜觀の群集が謹んで
待ち設けてゐた號砲が響ぎ渡つた。

「そら鳴つた！」群集は一時ざわめいた、けれどもそ
れは謹慎なる、涙の籠るざわめきであつた、そして其
の後には又た一層の静肅に反つた、續いて弔砲は一分毎
に般々として轟く、日頃月花に風情を添へる上野淺草
の鐘も百八の梵音を傳へる今は唯だ唯だ腸を抉るさば
かりに聞かれる、靈柩は今しも徐々と軌り出でますの
である、衣冠單の祭官長、卷纓の冠して素服を加へ
た宮内大臣、笙、箏、笛の道樂を中に相前後して進
む後から六對の松明が夜風に靡く、道樂は風に遠く送
られて靈柩の御通御を待ち奉る萬衆の胸に先づ無量
の哀愁を送る、幾頭かの牛が曳きまゐらす御靈柩一
高さ一丈二尺と聞く御靈柩の漆黒の轍の回轉ゆるやか

に、拜し奉るも畏れ多いと思ふとたんに心臓に痺を
感ずるまでにあ、之れ實に永遠の御別れかと抑へ難き
哀しみか今更のやうに襲うて来る、御恩を蒙つた身
を今は御車の兩側に御供申し上ぐる高官たちの情緒は
いかばかりであらう、天皇陛下御名代の宮様は陸軍
中將の御正装で、大喪使總裁の宮様は卷纓の御冠に桐
の御杖、其に續かせらる、宮様方の綺羅びやかな御姿
も、打ち萎れ給ふ御有様仰ぎ見るにも堪えぬ程であつ
た、金色大禮服の行列、シルクハットの行列、儀仗兵
の長い長いカーキ色の河、其の中には英國海軍の五
百名が白いヘルメットに緋羅紗の軍裝嚴しいのや、哀
の極」を吹奏して最後の沈痛な音を奉送人の耳底に銘
みつ、行く軍樂隊が通る、青山葬場殿の御祭典が終つ
てから御靈柩が桃山に向つて發御遊はされたのは十四
日午前三時、其の時刻には眠ると云ふ草木の精も御列
車の御沿道に集つたことであらう、奉送の地方人に至
つては驛々は云ふに及ばず、田の畦、畑の中、河の土
手、水深き川の中までにも御待ち受けしてゐるものが

あつた、そして其の日の午後五時十分に長途臣民の熱烈な哀愁と最高の敬慕とに送り迎へられた御靈柩列車は桃山驛に入つて来た。

桃山は三時頃から蕭條として降りそゞぐ秋の細雨に又更なる哀しみをましてゐた、それにもめす拜觀せんとて押し寄する衆は踵を接いだ、京都大阪名古屋は勿論其他の近縣から集まる人は雪崩をうつつ細雨は泣くやうに呻ふやうに降りつゞく御靈柩は列車から御須屋内に移され玉うた、雨はいよゝゝ烈しくなる、電燈の光がかゝやいて来た程暮色は深くなる、叢間には哀しい虫の聲が聞えて来た其の中に六時廿六分ともなる御須屋の黒幔が開かれて、早や前列の松明が動く、前驅の警部に續いて衣冠束帯の人、幡が過ぎ、御箭櫃が過ぎ、大真榊が過ぎる、鈍色の布衣が行く、それが秋雨と暮色との中を灯に浮き出されて練り行く神々しさ、唯もう昔の繪巻物を見るがやう、道樂の音の虫聲と交つて聞える處惻々として人の腸に沁み込むがやう、御陵道の砂利道は透き透きとして松明と庭燎と電燈とに明る

い中を御輦が進む、宮様方の衣冠單に卷縷の御姿の上には長柄の傘が翳されてゐる、靈柩の遷らせたまひたる葱華蓋を昇きまゐらす八瀬童子の足並み静に肅々として進む、雲と寄せたる奉送者は御輦を仰ぎ見ることの恐れ多きに云ひ合はせたりやうに頭を下げる、御輦が御陵所に御着の後、兩陛下御名代以下の御拜が終るを待つて、夜を籠めて御斂葬のことは執り行はれた、布衣の幾人何れも口を白布に掩ひながら、無言のまゝに命を傳へ命を聞いて靈柩を靜に石槨の中に收め奉る森嚴の程畏しとかくて全く御斂葬の事が畢つたのは翌朝午前八時、英靈永く此所に留まらせたまうて國民との鎮護神とならせたまつたのである。

宮城御發引の夜、私は丁度伏見に居た、京都に御名代宮妃殿下の御旅館を訪ねて、智恩院の鐘聲を聞いた時ア、今が御發引の御時刻かと思つた時、いひ知らぬ哀しさと森嚴の氣に襲はれて、襟元がゾツとした、伏見の宿に歸つた時「淋しい事……」と宿の女中までがヒツソリ涙ぐんで居た（菊）

本書の終りに

嘉悦孝子 謹識

我日本の天皇の、實祚は天地と共に限りなかるべき事ながら、明治の御世もいつくまでも限りあらじなご、且暮期待して居ましたものを、かばかり早う永久にかへり來まさぬ行幸のあらんどは、畏れながら思ひもよらぬ事でありまして餘りの事に眞實とは思はれません程でした、けれども遂に夢でもなく誤り傳へられたのでもないご分つた時、なつかしの父上に別れたらんが如く畏れ多き事ながら「孝行のしたい時には親がなし」と申す俚諺がそゞる我身につまざるゝやうでございまして。

天皇御不例に渡らせたまふごいふ事の漏れ傳りました其頃に、私は丁度出雲の山中に參つて居りました、嗚呼万事休す矣といつたがやうに一時は全く絶望いたしましたましたけれども、無垢の赤子でも申すべし質實な田舎の老翁老媪を初めとして、草刈る賤の女も牛曳く

童男等も、聲を限りに今一度は必らず御全癒あらせらるゝやうにご祈つて居ますのを眼前視しました時、斯ばかり人の誠のこもつたる祈は何條空なるべき、熱烈な祈禱の赤心は天神地祇も必らず承け入れ玉ふ事であらうご、昨日の失望は今日の勇氣と變り希望ともなりまして、歳寒うして松柏の萎むに後るゝ事を知ると申す事のあるやうに、國民齊な此憂愁にあうて一段の憤みを加へる事であらうなご、希望は更に希望を生みまして、私も共々信じて祈り且つ求め、其日／＼の任務を盡す事におさましても層一層勉め勵んで、聖恩の万分之一にも酬ひ奉らむと懇悟しました。

十日の朝未明に神去りたまひし事の傳はりました時は只茫然自失、何ご申さうやうもなく身も魂も共に消えぬべきやう思はれて、臆て哀しい涙歎かほしい涙がどめごもなく双の頬に流れ／＼して、畏れながら肉身の父に別れた其時よりも一しほ悲しう感じました、それは私ばかりではありません、誰も彼も物狂はしげに歎

271
238

悲しみ涙にくれてのみ居りました。國民のみかは世界各國の人々も痛み歎いて哀悼の誠意を表しました。去りながら徒らに悲歎にくるゝは臣子の分でありません。此上は如何にして英靈をなぐさめ奉るべきと、永久に此國を去り玉はず七千万赤子の上を護らせ玉ふ明治聖天子の御英靈を安んじ奉るべきと只管力めなくてはなりません。わけて皇太后陛下の在しませし、新帝陛下も高御座につかせたまうた今日なれば、先帝陛下に仕へ奉りし其忠節の真心もて更に此新らしき大正の御代の民とならなくてはと、涙を飲み心を勵まして奮ひ起つた事でございます。

どりわけ先帝陛下の御登遐遊ばされた御事によりて曾て窺ふ事もできなかつた。陛下御日常の御事や、尊き大御心の御製なんども發表されまして、我國民道徳の淵源ども申すべき大なる御教訓が今更の如くに臣子一同の上を下つたので、今までは只うかくとして過ぎました私共が、彌増々に尊く御慕はしく拜し奉る御聖徳の数々、身にしみゝと感銘いたすやうになり

ました事は誠に以て難有き事でございます。かくて私共が此哀しき御大喪にあひ奉りて、胸につけたる喪章こそは反省の章、謹慎の章、曾てあらざりし大教訓に接して眞摯な心持に立ちかへるべき尊き章として思ひをそこに傾けます時、何とかなしに森嚴の氣にうたれ、ふさはしからの奢りの心や輕薄浮華の氣風から免れて、危ふかりし亡びの淵から救ひ上げられたやうな思ひがいたしました。

之とても先帝陛下の御聖徳の露がもて來し露ひであることを忘れてはなりません。數多き御製の中にもどりわけ私共の教訓となるべき道徳が多くありますのを拜しましたも、陛下が常に大御心と國民道徳の上に傾けさせたまひ、畏くも玉体の御身を以て御躬行の美德を顯はしたまひ、汎ねく天下の則を御示し遊ばされたる御事など、御逸事の端々に窺ひ奉る事のできますれば唯うかくと讀すぐしてはなりません。こゝに最も眞摯な反省もし、回顧もし、新らしき大正の御代に處し誠心こめて前進するこそ我等の分でございます。

き悲しみ涙にくれての涙を流された。因に、この世
 界各國の人々も皆、この哀悼の情を、よく分ちました。
 去りながら、徒らに悲願を、こぼす分、おぼし
 せ、此上は何の、哀悼を、こぼす分、おぼし
 承り、此國を、よく守り、七千萬人の、命を、守り、
 明治天皇の御英断、安んずる、おぼし、おぼし、
 ては、なりませ、おぼし、おぼし、おぼし、
 陛下も高御座に、おぼし、おぼし、おぼし、
 に仕奉り、其忠節、おぼし、おぼし、おぼし、
 御代の民とな、おぼし、おぼし、おぼし、
 ひ起つた事、おぼし、おぼし、おぼし、

ました事、誠に以て、難有き事、おぼし、
 か、おぼし、共、此、おぼし、御大喪にあひ奉りて、胸に、
 けた、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 大、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 命、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 之、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 る、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 御、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 御、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 御、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 御、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、
 御、おぼし、おぼし、おぼし、おぼし、

大正元年十一月廿九日印刷
 大正元年十二月二十一日發行

發行兼編輯人 土方正平
 東京市四谷區單筒町七十四番地
 印刷人 松田新次郎
 東京市芝區南佐久間町二丁目十七番地
 發行所 日本女子商業學校内
 常盤會

終

